

今治市体育施設及び今治市朝倉ふれあい交流センターに係る
指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：教育委員会事務局 スポーツ振興課

今治市体育施設及び今治市朝倉ふれあい交流センターの指定管理者の予定者となる団体
(以下「指定予定者」という。)を次のとおり選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地

(体育施設)

別紙のとおり

(朝倉ふれあい交流センター)

今治市朝倉下乙104番地2

(2) 施設の設置目的

(体育施設)

市民の健康の増進とスポーツによる明朗、健全な精神を
育成することを目的とする。

(朝倉ふれあい交流センター)

休憩、合宿、研修、人づくり及び人間形成の場として、
また、生涯教育の拠点として地域活性化と活力ある地域
づくりを行うことを目的とする。

2 募集の概要

(1) 応募受付期間 令和3年9月22日(水)～令和3年9月30日(木)

(2) 応募者(1団体)

団体名	代表者役職氏名	住所
特定非営利活動法人 今治しまなみスポーツクラブ	理事長 村上 康	今治市松本町一丁目1番地9

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市体育施設及び今治市朝倉ふれあい交流センター指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式(あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式)により採点を行い、施設の管理運営業務を適切に実施できるか否かを判断し、指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・利用料金設定額 ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性		40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性		25点
【Ⅳ】管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・人的能力(管理運営組織) ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性 ・実現の可能性		30点
【Ⅴ】指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・地域貢献 ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・実現の可能性		15点
【Ⅵ】応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】全般 ・応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブを指定予定者として選定した。

団体名	特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブ
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	33.6点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	27.0点
審査基準Ⅴ	12.6点
審査基準Ⅵ	2.0点
審査基準Ⅶ	23.0点
合計	123.2点

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、スポーツを「する」人だけでなく、「見る・支える」人の視点を含めた施設の設置目的に沿った施設運営が具体的に計画されており、その実現性も踏まえ、サービスの向上及び利用促進等が大きく期待できることが評価され、また、しっかりとした利用者の声を聞く仕組みづくりによる地域に根ざした施設づくりの部分でも高く評価された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（929,500千円（5年間））以内であり、適当と認められた。

（指定管理料基準額（5年間）：特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブ 929,500千円）

○審査基準Ⅳについては、やや職員構成の硬直化は見られるものの、適材適所による適切な人員配置がなされており、施設のみならず市の顔としての意識を持ち、個々人のスキルアップを図っていること、また、これまでに培った関係団体、地域、その他の指定管理団体との連携もより一層の相乗効果が期待できることが高い評価に繋がった。

○審査基準Ⅴについては、職員を全て市内在住者とするなど、施設管理の目指す形として提案された「地元の人による地元のための施設管理」という姿勢が高く評価された。また、現場責任者の女性比率が4割に達するなど、女性活躍推進やしっかりとしたワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みがなされていると認められた。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果は「C」であるものの、コロナ禍の影響を受けた部分も多分にあり、これまでの安定した実績とモニタリング結果で指摘された維持修繕の対応などの改善提案もしっかりとなされていることから、施設運営を任せるに足りると認められた。

○審査基準Ⅶについては、指定管理者制度の趣旨や体育施設等の設置目的並びに今治市が行うスポーツの振興を十分に理解していることに加え、さまざまな自主事業を通じて、0歳から高齢者までの健康維持増進や競技者の技術向上、地域団体との連携に積極的に取り組んでいる姿勢が評価された。また、多数の施設を大きなトラブルも無

く管理運営してきたこれまでの実績に加え、高いモチベーションと緊張感を維持していることから、今後も円滑な運営が期待できる。

以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の目的を達成するために十分な能力を有し、指定管理者としてふさわしい団体であると認められたため、当審議会は「特定非営利活動法人今治しまなみスポーツクラブ」を指定予定者として選定した。

なお、当該団体に対して、新型コロナウイルス感染症に関する対策の明文化を求める提案や子育て支援、ワーク・ライフ・バランス等の着実な取り組みを進め、障がい者の雇用と新たな利用者の発掘を含めた施設の利用者増に繋がる積極的な取り組みを求める意見が出されたことも報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）